

## 学校において予防すべき感染症と出席停止の基準

下記の感染症に罹患した場合、学校保健安全法施行規則により出席停止となります。この期間については欠席日数から除外されますので、医師の指導のもと、ご家庭で安静にしてください。

分類	病名	出席停止の期間の基準	
第1種	※	治癒するまで	
第2種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで ※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること	
	インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)	発症後5日、かつ解熱後2日(幼児3日)を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下線又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで	
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎		
第3種	コレラ	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌感染症		
	腸チフス		
	パラチフス		
	流行性角結膜炎(はやり目)		
	急性出血性結膜炎		
	その他の感染症	感染性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス等)	※条件(症状)によっては出席停止の措置が必要な場合がある病気であり、必ずしも出席停止にしなければならない病気ではない。
		マイコプラズマ肺炎	
		溶連菌感染症	
		ウイルス性肝炎	
		手足口病	
		伝染性紅斑	
ヘルパンギーナ			
アタマジラミ		出席可能(タオル・ブラシの共有は避ける)	
伝染性軟属腫(水いぼ)	出席可能(プールでのビート板の共有は避ける)		
伝染性膿痂疹(とびひ)	出席可能(プール、入浴は避ける)		

※第1種学校感染症 : エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ(H5N1)